

3

学則および関連規程等

(2024年4月1日現在)

1. 名城大学学則（抜粋）
2. 教務規程
3. 科目等履修生要項
4. 研究生要項
5. 学校法人名城大学の設置する学校の学費等に関する規則（抜粋）
6. 奨学生規程（抜粋）
7. その他奨学生
8. 学生懲戒規程
9. 暴風警報，災害等に伴う授業及び試験の取扱内規
10. 交通機関のストライキ等の場合の授業及び試験の取扱内規
11. 大規模地震に関する注意情報の発表及び警戒宣言が発令された場合の授業及び試験の取扱内規
12. 災害に対する心得
13. ハラスメントの防止等に関するガイドライン

1. 名城大学学則（抜粋）

第1章 総 則

（目的）

第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、学術の中心として、深く専門の教育研究を行い、合わせて広汎な教養を培い、創造的な知性と豊かな人間性を備えた有能な人材を養成するとともに学術・文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

② 前項の点検、評価等に関することは、別に定める。

③ 第1項の点検及び評価の結果については、本大学の職員以外の者による検証を行う。

（情報の積極的な提供）

第2条の2 本大学における教育研究活動等の状況については、刊行物への掲載等によって、積極的に情報の提供を行う。

第2章 組 織

（学部）

第3条 本大学に、次の学部及び学科を置く。

法 学 部	法学科
経 営 学 部	経営学科、国際経営学科
経 済 学 部	経済学科、産業社会学科
理 工 学 部	数学科、電気電子工学科、材料機能工学科、応用化学科、機械工学科、交通機械工学科、メカトロニクス工学科、社会基盤デザイン工学科、環境創造工学科、建築学科
農 学 部	生物資源学科、応用生物化学科、生物環境科学科
薬 学 部	薬学科
都市情報学部	都市情報学科
人 間 学 部	人間学科
外国語学部	国際英語学科
情報工学部	情報工学科

② 前項の各学部及び学科の収容定員は、別表第1のとおりとする。

（学部の人材の養成に関する目的）

第3条の2 前条に定める学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関しては、以下のように定める。

（1）法学部は、法的思考及び法的素養を修得させることにより、社会のみならず自己に対する客観的な視点を持ち、正義感と倫理観を兼ね備えて、自分で考え判断することのできる人材の養成を目的とする。

（2）経営学部は、国際感覚に富み、幅広い教養に支えられた経営諸科学の理論的・実践的能力を社会の多様な領域で発揮する人材の養成を目的とする。

（3）経済学部は、経済という一つの窓を通じて社会を見つめ、多様化・複雑化する社会に柔軟に対応できる自立の人間の養成を目的とする。

（4）理工学部は、幅広い素養を備え、社会に通用する専門知識とその応用力を持ち、科学技術者として自らの手で新しい分野を創造的に切り拓いてゆく人材の養成を目的とする。

（5）農学部は、生命科学、食料・健康科学、環境科学を基盤とした幅広い専門的学識を有し、洞察力、創造力および実践力を備え、社会に貢献できる人材の養成を目的とする。

（6）薬学部は、薬学の確かな知識、技能とともに、生命の尊さを知り、豊かな人間性と倫理観をもち、人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材の養成を目的とする。

（7）都市情報学部は、サービスサイエンスの観点から、都市に関する総合的知識とバランス感覚を併せ持ち、まちづくりや組織経営に関する様々な課題を分析し、解決する人材の養成を目的とする。

（8）人間学部は、人間性への洞察を中核にすえた広い視野と深い教養を持ち、豊かな人間性に裏打ちされ、国際的な舞台でも活躍できるコミュニケーション能力と行動力を備えた人材の養成を目的とする。

（9）外国語学部は、国際化の推進を理念とし、グローバル化が深化する世界において求められる実践的なコミュニケーション力を有し、国境を越えて活躍できる、以下に掲げる能力を備えた人材の養成を目的とする。

①グローバル化社会の最前線で活躍できる英語の運用能力を有した人材

②アジアをはじめとする海外の事情に通じ、異文化や国際社会に対して深い理解力を持った人材

③日本の歴史、文化、社会を深く理解し、日本の立場や事情を世界に発信する能力を備え、グローバル化社会を切り開いて行くことができる人材

（10）情報工学部は、幅広い素養を備え、社会に通用する情報工学の専門知識とその応用力を持ち、情報技術者として自らの手で新しい分野を創造的に切り拓いてゆく人材の養成を目的とする。

（大学院）

第4条 本大学に、大学院を置く。

② 大学院に関することは、別に定める。

（専攻科）

第5条 本大学に、専攻科を置く。

② 専攻科に関することは、別に定める。

（附属施設等）

第6条 本大学に、次の教育研究の施設等を置く。

（1）研究所

（2）農学部附属農場

（3）その他附属施設等

② 教育研究の施設等に関することは、別に定める。

（附属図書館）

第7条 本大学に、附属図書館を置く。

② 附属図書館に関することは、別に定める。

第3章 学年・学期及び休業日

（学年）

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第13条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月13日まで

後期 9月14日から翌年3月31日まで

（休業日）

第14条 休業日は、次のとおりとする。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定

める休日

- (3) 夏季休業日 8月上旬から9月13日まで
 - (4) 冬季休業日 12月下旬から翌年1月上旬まで
 - (5) 春季休業日 2月上旬から3月31日まで
- ② 必要がある場合、前項に定めるもののほか、休業日を定め、又は変更することができる。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第15条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、薬学部においては、6年とする。

(在学年限)

第16条 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第22条又は第23条の規定により入学又は転学部等が許可された者の在学年限は、別に定める。

② 前項の規定にかかわらず、薬学部の在学年限は、12年とする。

第5章 入 学

(入学の時期)

第17条 本大学の入学の時期は、毎年4月とする。ただし、第10章及び第11章に定めるものについては、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第18条 本大学に、入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 高等学校に2年以上在学した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものであって、本大学において、数学の分野における特に優れた資質を有し、かつ、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (10) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(編入学・転入学及び再入学)

第22条 次の各号の1に該当する者で、編入学、転入学又は再入学（以下「編入学等」という。）を志願する者については、選考のうえ、相当年次に編入学等を許可する。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は国立看護教諭養成所を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上であるものに限る。）を修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(4) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校若しくは教員養成諸学校等の課程を修了、又は卒業した者

(5) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(転学部等)

第23条 転学部・転学科・コース変更（以下「転学部等」という。）を志願する者については、選考のうえ、当該の学部、学科、コースの相当年次に転学部等を許可する。

第6章 教育課程・履修方法等

(教育課程)

第24条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目とし、選択科目については、学修方法により選択必修科目又は選択科目に区分する。

② 前項に定める教育課程は、各年次に配当して編成するものとする。

③ 授業科目、単位数及び卒業要件は、別表第2及び各学部履修要項のとおりとする。

④ 第43条及び第44条で定める外国人留学生及び帰国子女として入学した者については、前項別表第2に規定する授業科目のほか、別表第3に定める授業科目を置く。

⑤ 第44条の2に定める交換留学生として入学した者については、別表第2に規定する授業科目のほか、別表第3の2に定める授業科目を置く。

⑥ 履修方法に関することは、別に定める。

(教育内容等の改善)

第24条の2 本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

② 前項の研修及び研究に関することは、別に定める。

(単位)

第25条 授業科目の単位は、次の各号の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業時間をもって1単位とする。

② 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 教育上有益と認めるときは、本大学の第1年次に入学した者が、入学前に、次の教育施設等（外国の大学を含む。）において行った学修及び修得した単位を、大学設置基準に定めるところにより、本大学が定める授業科目を履修して修得したもののみならず、60単位を超えない範囲で認定することができる。

(1) 大学又は短期大学

(2) 短期大学又は高等専門学校の専攻科

(3) 文部科学大臣の定めるもの

(本大学以外における修得単位等の認定)

第28条 学生が、本大学以外の教育施設等で行った学修及び修得した単位の認定は、前条の規定を準用する。

② 前項の修得したものとみなす単位数は、第27条により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で認定することができる。

(編入学等及び転学部等の単位等の認定)

第29条 編入学等及び転学部等をした学生の既に履修した授業科目及び修得した単位は、各学部において認定する。

(多様なメディアを高度に利用して行う授業)

第29条の2 本大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して行う授業を教室等以外の場所で履修させることができる。

(成績)

第30条 履修科目の成績は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)及び不可(F)の5種の評語をもって表わし、秀(S)、優(A)、良(B)及び可(C)を合格とする。

第7章 休学・転学・留学・退学等

(休学)

第31条 疾病その他やむを得ない理由により、3月以上修学することができない者は、学部教授会の議を経て、学部長の許可を得て休学することができる。

② 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

③ 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

④ 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第32条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学部教授会の議を経て、学部長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第33条 他の大学に入学又は転入学を志願する者は、学部長に願い出て、あらかじめその許可を得なければならない。

(留学)

第34条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学部長の許可を得て留学することができる。

② 留学期間は、第38条に定める在学期間を含めることができる。

(退学)

第35条 疾病その他やむを得ない理由により、退学しようとする者は、学部教授会の議を経て、学長の許可を得て退学することができる。

(除籍)

第36条 次の各号の1に該当する者は、学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第16条に定める在学年限を超えた者

(2) 第31条に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 学費を納入しない者

(4) その他成業の見込みがないと認められる者

(復籍)

第37条 前条により除籍された者で復籍しようとするものは、学部教授会の議を経て、学長の許可を得て復籍することができる。ただし、前条第1号により除籍された者は除く。

第8章 卒業及び学位の授与

(卒業及び学位の授与)

第38条 次の各号の1に該当する者には、学部教授会の議を経て、学部長が卒業を認定し、学長は、学士の学位を授与する。

(1) 本大学に4年以上在学し、第24条に定める124以上の単位を修得した者

(2) 本大学に3年以上在学し、別に定める要件を満たした者

第9章 教職課程及び学芸員課程

(教育職員免許状の取得)

第39条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則に定める単位を修得しなければならない。

② 教職課程に関する授業科目、単位数、履修方法等は、別表第4のとおりとする。

(教育職員免許状の種類)

第40条 本大学において、所定の単位を修得した者は、別表第5の教育職員免許状を取得することができる。

(学芸員資格の取得)

第40条の2 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法及び同施行規則に定める単位を修得しなければならない。

② 学芸員課程に関する授業科目及び単位数は、別表第6のとおりとする。

(教員免許状更新講習)

第40条の3 本大学において、教育職員免許法に基づく教員免許状更新講習を開設することができる。

② 教員免許状更新講習に関することは別に定める。

第10章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生)

第41条 本大学において、授業科目につき履修することを志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可する。

② 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(研究生)

第42条 本大学において、専門事項につき研究することを志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可する。

第11章 外国人留学生、帰国子女及び交換留学生

(外国人留学生)

第43条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入学し、本大学に入学を志願する者については、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。

(帰国子女)

第44条 帰国子女で、本大学に入学を志願する者については、選考のうえ、帰国子女として入学を許可する。

(交換留学生)

第44条の2 本大学との交流協定及び加盟校間の交換留学を推進する団体との協定に基づき海外の大学から本大学へ派遣された者は、選考のうえ、交換留学生として入学を許可する。

第12章 賞 罰

(表彰)

第45条 学生として表彰に値する行為があった者は、学部教授会及び協議会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第46条 本大学の規則に違反又は学生としての本分に反する行為をした者は、学部教授会及び大学協議会の議を経て、学長が懲戒する。懲戒の手続き等については、別に定める。

- ② 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- ③ 前項の退学は、次の各号の1に該当する場合に行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第13章 厚生施設

(学生寮等)

第47条 本大学に、学生寮等を置く。

- ② 学生寮等に関することは、別に定める。

第14章 公開講座

(公開講座)

第48条 市民及び地域社会の教育文化の発展に貢献するため、本大学に公開講座を開設することができる。

- ② 公開講座に関することは、別に定める。

第15章 学費等

(学費等)

第49条 学費等の種類及びその額は、学校法人名城大学の設置する学校の学費等に関する規則に定めるところによる。

2. 教務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、名城大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、教務に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 学籍簿及び学生証

(学籍簿)

第2条 名城大学（以下「本学」という。）に所定の学籍簿を備え、その保管は学務センターで行う。

- ② 学籍簿の記載事項に変更が生じたときは、直ちに、所定の用紙にその理由を記入のうえ、学部長に届け出なければならない。

(学生証の交付等)

第3条 本学に入学した者には、学生証を交付する。

- ② 学生証の有効期間は、1年とする。
- ③ 学生は、学生証に記載された注意事項を遵守しなければならない。
- ④ 学生証の交付の時期、方法等は各学部で定める。

第3章 授業及び履修科目の登録

(授業)

第4条 本学における授業は、年度の初めに、授業科目、曜日、時限、授業科目を担当する教育職員等を、各学部で承認したものを学務センターにおいて、授業時間割表により公表し実施する。ただし、集中講義等については、別にこれを公表し実施することがある。

- ② 交通機関のストライキの実施、暴風警報の発令、災害等の発

生及び大規模地震に関する判定会招集時の授業の取扱いに関することは、別に定める。

(履修科目の登録)

第5条 学生は、履修科目として登録することができる単位数に基づき、その年度又はその学期に履修しようとする授業科目を選択し、指定された期間内に、履修科目の登録をしなければならない。

- ② 前項の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次年度又は次学期に、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- ③ 次の各号のいずれかに該当した授業科目の履修は無効とする。
 - (1) 未登録の授業科目の履修
 - (2) 同一時間帯に複数の授業科目の履修
 - (3) 既に単位を修得した授業科目の履修
- ④ 提出された履修届の変更は、学部等で特に認めた場合のほかは行うことができない。
- ⑤ その他履修に関する必要なことは、学部等で定める。

(他学部の授業科目の履修)

第6条 学生は、所属学部の授業科目のほかに他の学部の授業科目を履修することができる。

- ② 他の学部の授業科目の履修を希望する者は、所属学部長を経て、履修を希望する学部の学部長の許可を得なければならない。
- ③ 履修を許可する授業科目、単位の認定及びその他必要なことは、当該両学部で定める。

(副専攻)

第6条の2 学生は、他の学部・学科の授業科目の中から指定された特定分野の授業科目を副専攻科目として履修することができる。

- ② 副専攻に関するその他必要なことは、別に定める。

(他大学の授業科目の履修)

第7条 学生は、本学の授業科目のほかに「単位互換に関する包括協定」に加盟する大学の授業科目を履修することができる。

- ② 他大学の授業科目の履修を希望する者は、所定の手続きを経て、科目開設大学の許可を得なければならない。
- ③ 他大学で登録履修できる単位及びその他必要なことは、別に定める。

第4章 試験・成績・単位認定等

(試験)

第8条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。ただし、必要があるときは、適宜、試験を実施することができる。

- ② 追試験は、疾病その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者について、1回に限り行う。
- ③ 再試験は、定期試験の結果、不合格になった者について、1回に限り行うことができる。
- ④ 試験の方法は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文その他の方法により、これに代えることができる。

(試験の実施)

第9条 試験の実施に関することは、学部等で定める。

- ② 交通機関のストライキの実施、暴風警報の発令、災害等の発生及び大規模地震に関する判定会招集時の試験の取扱いに関することは、別に定める。

(受験の資格)

第10条 受験に必要な手続きをしなかった者又は学費を納入しなかった者は、受験できない。

- ② 次の各号のいずれかに該当するときは、受験できないことが

ある。

- (1) 授業科目の出席日数が3分の2に満たないとき
- (2) 学生証(所定の受験票を含む。)を提示できないとき
- (3) 試験開始後、所定の時間以上遅れたとき
- (4) 試験監督者の指示に従わないとき
- (5) 試験において不正行為をしたとき
- (6) その他学部等で定める事項に違反したとき

(成績の評価)

第11条 成績は、100点を満点とし、評価は、90点以上をS、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC、60点未満をFとする。

② 成績評価基準については、次のとおりとする。

評価	基準	点数
S	授業目標の水準を十分に達成でき、際立っている。	100～90
A	授業目標の水準を十分に達成できている。	89～80
B	授業目標の水準を概ね達成できている。	79～70
C	授業目標の最低限の水準を達成できている。	69～60
F	授業目標の最低限の水準を達成できていない。	59～0

(GPA)

第11条の2 履修指導等において、GPA(グレード・ポイント・アベレージ)による成績評価を用いることができる。

② GPAの算出方法については、別に定める。

(成績の通知)

第12条 成績は、受験者に通知する。

② 通知の時期、方法等に関することは、学部等で定める。

(不正行為の禁止)

第13条 試験において、不正行為を行ってはならない。

② 不正行為の取扱いについては、内規をもって定める。

(単位の認定及び表記)

第14条 学則第27条及び第28条に定める単位の認定は、学部長が行う。

② 再入学、転学部等の学生の入学及び転入前に修得した授業科目の単位、成績並びに評価の表記は、各学部において認定した単位数、成績及び第11条に定める評価又はNの表示をもって行う。

③ 本学以外の教育施設等において行った学修及び修得した単位のうち、認定した単位及び成績の表記は、単位数の記載と第11条に定める評価又はNの表示をもって行う。

(進級)

第15条 学生が、上級年次に進級するために必要な単位修得基準は、学部で定める。

(早期卒業の要件)

第16条 学則第38条第2号に定める者は、次の要件をすべて満たした者でなければならない。

- (1) 3年以上の在学中で、本学の定める卒業要件としての単位を優秀な成績で修了した者
- (2) 学則第38条第2号に規定する卒業を希望している者

第5章 学籍異動の手続等

(休学の手続)

第17条 休学しようとする者は、その理由が生じたときから1月以内に、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署のうえ、学部長に願い出るものとする。

② 休学期間を延長しようとする者は、前項に定める手続を経なければならない。

③ 休学を許可された者は、別に定める在籍料を本学の指定する

期間内に納入しなければならない。

(復学の手続)

第18条 復学しようとする者は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署のうえ、学部長に願い出るものとする。

② 復学の時期は、各学期の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(退学の手続)

第19条 退学しようとする者は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署のうえ、学部長を経て、学長に願い出るものとする。

② 退学の日付は、既納の授業料等の有効期間内で、教授会の指定する日とする。

(再入学の手続)

第20条 再入学しようとする者は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署のうえ、学部長を経て、学長に願い出るものとする。

② 再入学の出願期間は、退学した翌日から退学した日の5年後の日の属する年度の末日までとする。

③ 再入学が許可された者は、別に定める入学金及び授業料等を本学の指定する期間内に納入しなければならない。

④ 再入学の時期は、年度の初めとする。

(除籍の日付)

第21条 除籍の日付は、既納の授業料等の有効期間内で、教授会の指定する日とする。ただし、学則第36条第4号により除籍された入学手続完了者で、年度初めに学生証を受領しない者の日付は4月30日とする。

(復籍の手続)

第22条 復籍しようとする者は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署のうえ、学部長を経て、学長に願い出るものとする。

② 復籍の出願期間は、除籍された日の翌日から除籍された日の5年後の日の属する年度の末日までとする。

③ 復籍が許可された者は、別に定める復籍料及び授業料等を本学の指定する期間内に納入しなければならない。

④ 復籍の時期は、年度の初めとする。

(転学部等の手続)

第23条 転学部等の志願者は、所定の用紙にその理由を記入し、所属学部長に願い出るものとする。

② 転学部等が許可された者は、別に定める転学部料等及び授業料等を本学の指定する期間内に納入しなければならない。

③ 転学部等の時期は、年度の初めとする。

④ 転学部等の選考方法等に関することは、学部で定める。

第6章 学位記

(学位記)

第24条 学位記の日付は、卒業の日とする。ただし、薬学部においては、卒業の日以前の日付とすることができる。

② 年度の中途において、卒業と認定されたときの学位記の日付は、次の各号のとおりとする。

(1) 次の年度の4月30日までに、卒業と認定されたときは、前年度の卒業式の日付とする。

(2) 次の年度の10月31日までに、卒業と認定されたときは、その年度の9月13日の日付とする。

③ 学位記は、再交付しない。

第7章 雑 則

(諸証明書の発行)

第25条 本学に在籍する者又は在籍した者から求めがあるときは、諸証明書を発行することができる。

② 証明書の発行の時期、方法等に関することは、学部等で定める。

(様式等)

第26条 この規程の施行に必要な様式及び事項は、別に定める。

3. 科目等履修生要項

(目的)

第1条 この要項は、名城大学学則（以下「学則」という。）第41条に定める科目等履修生の取扱いに係る必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 名城大学（以下「本大学」という。）の科目等履修生として志願できる者の資格は、原則として制限しない。

(受付の時期)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者の受付の時期は、学期の始めとする。ただし、集中講義の場合は、この限りでない。

(手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、本大学の指定する期間内に、次の各号に定める書類のほか、別に定める入学検定料振込証明書を添えて、学務センター、薬学部事務室及びナゴヤドーム前キャンパス事務室に願出のものとする。

- (1) 科目等履修生入学志願書（志願書受付日前3月以内に撮影した写真を貼付のこと）
- (2) 卒業証明書及び成績証明書
- (3) その他本大学が必要とするもの

(入学の許可)

第5条 科目等履修生の入学は、授業科目を開講する学部教授会等の議を経て、学長が許可する。

(科目等履修料等)

第6条 科目等履修生として入学を許可された者は、別に定める科目等履修料及び実験実習費を本大学の指定する期間内に納入しなければならない。

② 前項の手続を終えた者には、許可通知書を交付する。

(科目等履修生証)

第7条 科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

(履修期間)

第8条 科目等履修生の履修期間は、入学を許可された日からその年度の末日までとする。ただし、履修科目が2年度にわたり開講される場合は、この限りでない。

(授業科目及び単位数)

第9条 履修を許可する授業科目は、学部教授会等の議を経て、学部長が決定する。

② 履修を許可する単位数は、1年度につき、30単位以内（集中講義によるものも含む。）とする。

(履修科目の単位の授与等)

第10条 科目等履修生として履修した科目については、学則第41条第2項により、所定の単位を与える。

② 単位授与のための試験の種類、方法及び結果の通知は、教務規程の定めるところによる。

③ 履修した科目の成績の評価は、学則第30条の規定の定めるところによる。

(証明書の発行)

第11条 科目等履修生には、本人の求めにより、単位修得証明書等を発行することができる。

(資格の取消)

第12条 履修期間中において本大学の規則等に違反し、科目等履修生としての本分に反する行為をした者は、科目等履修生の資格を取消すことがある。

(様式)

第13条 第4条に定める科目等履修生入学志願書の様式は、別に定める。

(補則)

第14条 この要項の施行に関し必要なことは、学務センター長が定める。

(準用)

第15条 科目等履修生に関し、学則及びこの要項に定めのないことについては、正規の学生に関する規定を準用する。

4. 研究生要項

(目的)

第1条 この要項は、名城大学学則（以下「学則」という。）第42条に定める研究生の取扱いに係る必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 名城大学（以下「本大学」という。）の研究生として志願できる者の資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 本大学において、前号と同等の学力があると認められた者

(手続)

第3条 研究生として入学を志願する者は、本大学の指定する期間内に、次の各号に定める書類のほか、別に定める入学検定料振込証明書を添えて、学務センター、薬学部事務室及びナゴヤドーム前キャンパス事務室（以下「学務センター等」という。）に願出のものとする。

- (1) 研究生入学志願書（志願書受付日前3月以内に撮影した写真を貼付のこと）
- (2) 卒業証明書及び成績証明書
- (3) 研究を指導する教育職員の承諾書

② 志願者が、外国人留学生（外国人留学生として志願する者を含む。）の場合は、前項の書類のほか、次の各号に定める書類を添えなければならない。

- (1) 在留カード（写）、若しくは住民票
- (2) 学費負担者等及び連絡先を明示した書類

(入学の許可)

第4条 研究生の入学は、学部教授会の議を経て、学長が許可する。

(研究料等)

第5条 研究生として入学を許可された者は、別に定める研究料及び実験実習費を本大学の指定する期間内に納入しなければならない。

② 前項の手続きを終えた者には、入学許可書を交付する。

(研究生証)

第6条 研究生には、研究生証を交付する。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、原則として1年とする。ただし、後期入学者については、学則第13条に定める後期の期間のみ

も可能とする。なお、研究の必要がある場合は、1年以内の延長をすることができる。

- ② 研究期間を延長した後、特別の事情により更に研究期間が必要な場合は、改めて願い出るものとする。

(延長手続)

第8条 研究期間の延長を希望する者は、研究期間延長願書を学務センター等に提出するものとする。

- ② 外国人留学生の場合は、前項の書類のほか、第3条第2項に定める書類を添えなければならない。

(延長許可)

第9条 研究期間の延長は、学部教授会の議を経て、学長が許可する。

(研究科目等)

第10条 学部長は、研究生の専門事項を指定し、研究を指導する教育職員を指名するものとする。

(研究報告書の提出)

第11条 研究生は、その研究期間の終了に際し、研究報告書を学部長に提出しなければならない。

(研究等の証明)

第12条 研究生は、研究期間及び研究事項に係る証明を求めることができる。

(資格の取消)

第13条 研究期間中において研究生として不適当と認めるときは、資格を取消することができる。

(様式)

第14条 第3条第1項第1号及び第8条第1項に定める願書の様式は、別に定める。

(準用)

第15条 研究生に関し、学則及びこの要項に定めのないことについては、正規の学生に関する規定を準用する。

5. 学校法人名城大学の設置する学校の学費等に関する規則（抜粋）

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、他に定めるもののほか、学校法人名城大学の設置する学校の学費及び手数料（以下「学費等」という。）に関して定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、名城大学大学院、名城大学（以下「大学」という。）並びに名城大学附属高等学校（以下「高校」という。）に適用する。

(学費等の種類)

第3条 学費の種類は、入学金、授業料、実験実習費、校費、施設費又は施設維持費及び教職履修費、学芸員履修費、科目等履修料、研究料、特別聴講料並びに在籍料をいう。

- ② 手数料の種類は、入学検定料、転学部・転学科・コース変更（以下「転学部等」という。）試験料、追再試験料及び学位審査料、復籍料、転学部等料並びに各種証明手数料をいう。

第2章 大学の学費等

(学費等の額)

第3条の2 学費等の額については、別表第1〔全学共通事項参照〕のとおりとする。

(新入学生以外の学費の適用)

第3条の3 新入学生以外の者の学費の適用については、次のとおりとする。

(1) 留年者の授業料等

留年者の授業料、実験実習費、校費及び施設費（以下「授業料等」という。）は、その者の入学年度のものを用いる。

(2) 復学者の授業料等

復学者の授業料等は、その者の入学年度のものを用いる。

(3) 復籍者の授業料等

復籍者の授業料等は、その者を復籍させる対象学年次のものを用いる。

(4) 転学部等をした者の授業料等

転学部等をした者の授業料等は、当該対象の学部・コース・学科の学年次のものを用いる。

(5) 編入学者及び再入学者の学費

編入学者及び再入学者の入学金は、入学年度のものを用いる。授業料等は編入学又は再入学を許可した対象の学部・コース・学科の学年次のものを用いる。

(6) 休学者の在籍料

休学者は、休学期間中、在籍料を納入するものとする。ただし、前・後期分いずれかの授業料等が納入されている者については、その期の在籍料は、徴収しないものとする。

(7) 在籍料の減額

前号の在籍料は、特に理由がある場合に限り減額することができる。

- ② 学年の途中で学籍が消滅した者も、学籍が消滅した前日の属する期の授業料等は、これを納入するものとする。ただし、大学院博士課程において、特に大学の事情により学位論文の審査が年度を越す場合の当該越した年度の授業料等は、これを徴収しないものとする。

(長期履修学生制度に係る学費等の特例)

第3条の4 大学院修士課程及び博士前期課程並びに博士後期課程及び博士課程のうち、長期履修を希望した社会人学生が、期間を短縮した場合は、短縮した年数の学費総額との差額を徴収するものとする。

(学費等の納入期限)

第4条 大学の学費等の納入期限は、次のとおりとする。

(1) 入学検定料

入学検定料は、大学の指定する入学志願手続期間内に、これを納入しなければならない。

(2) 入学金

入学金は、大学の指定する入学手続期間内に、これを納入しなければならない。

(3) 授業料等

ア 新入学生

新入学生の授業料等のうち、前期分は、大学の指定する入学手続期間内に、これを納入し、後期分の納入期限は、10月10日とする。

イ 在学生

在学生の授業料等の納入期限は、これを2期に分け、毎年5月10日及び10月10日とする。

(授業料等の納期の延期)

第5条 授業料等は、次の場合、その納期の延期を認めることがある。

- (1) 不慮の事故又は災害等、真にやむを得ない理由がある場合

(2) 入学手続で分割手続が認められている場合

- ② 授業料等の納期の延期を願い出る者で、前項第1号に該当するものは罹災証明書等納期の延期を願い出るに足る文書類を添付し、前項第2号に該当するものは所定の延期願により、納入期限前に、当該学部長に願い出るものとする。
- ③ 納期延期願は、学部長及び学長の承認を経て、経理責任者の決裁を得なければならない。
- ④ 前項により納期の延期を認められた者の納入期限は、延期を認められた日までとする。

(学費等の不返還)

第6条 既に納入された学費等は、次の場合を除き、事情のいかんにかかわらず、これを返還しない。

- (1) 明らかに重複又は超過納入になった分のある場合
- (2) 学籍が消滅したとき、当該消滅の日の属する期の次の期の学費で、前納されていた分のある場合。ただし、新入学生で入学手続時納入金として納入された学費は、この取扱いをしない。
- (3) 第8条の規定により、補助免除となった分のある場合
- (4) 特に理事長が、その必要を認めた分のある場合

(入学等の不許可)

第10条 入学金及び授業料等の所定の額を入学手続期間内に納入しなかった者は、入学を許可しない。

- ② 科目等履修生、研究生、大学院法務研究科の研修生、再入学者、転学部等をした者で、所定の学費等を、指定する期間内に納入しなかった者は、それぞれの許可を取り消す。

(除籍手続)

第11条 授業料等の納入の義務を怠った者は、学則の規定により除籍の手続に付す。

- ② 前項により除籍の手続に付すときは、それ以前に細則で定める督促等必要な手続を経るものとする。
- ③ 休学を許可された者で、所定の在籍料を納入しなかった者については、第1項中「授業料等」とあるのを「在籍料」と読み替えるものとする。

(未納による試験無効の手続)

第12条 納入期限までに授業料等の納入を怠った者は、当該未納期にかかわる試験無効手続に付す。

- ② 前項にかかわる試験と授業料等の納入期限の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 前期試験については、前期分と、その最終の納入期限
 - (2) 後期試験については、後期分と、その最終の納入期限
 - (3) 通年の学年度末試験については、前期分及び後期分と、それぞれの最終の納入期限
- ③ 第1項により試験無効の手続に付すときは、細則で定める手続を経るものとする。

6. 奨学生規程(抜粋)

(目的)

第1条 この規程は、名城大学(大学院を含む。以下「本学」という。)の学生に対し、奨学制度を設け、その教育の向上に資することを目的とする。

(定義及び種類)

第2条 前条の奨学制度における奨学生は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学業優秀奨学生

学業(入学試験成績を含む。)、人物ともに特に優秀な学生を学業優秀奨学生とし、別表第1のとおり奨学金又は記念品を給付することにより、修学意欲の高揚を図る。

(2) 修学援助奨学生

学業成績が優秀で修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により、学業の継続が困難と認められる学生を修学援助奨学生とし、別表第2のとおり援助する。

(3) 特別奨学生

社会人学生及び交換留学生等の支援、私費外国人留学生で向学の意志を有し、かつ、学資の軽減を要すると認められる者に対する援助、並びに学生の教育研究の推進を目的とし、特別奨学生として別表第3のとおり援助する。

(4) 強化クラブ等奨学生

特に優秀な成績をおさめた学生又は特段に高いスポーツ能力を持つ学生に対し、競技力の向上を促し、本学のスポーツ活動の高度化、活性化を図ることを目的として、別表第4のとおり援助する。

- ② 前項第1号に掲げる学業優秀奨学生の種類は、次のとおりとする。

- (1) 大学院学業優秀奨学生
- (2) 学業優秀奨励制度
- (3) 学業優秀奨学生
- (4) 入試成績優秀奨学生

- ③ 第1項第2号に掲げる修学援助奨学生の種類は、次のとおりとする。

- (1) 修学援助A奨学生
- (2) 修学援助B奨学生
- (3) 利子補給奨学生

- ④ 第1項第3号に掲げる特別奨学生の種類は、次のとおりとする。

- (1) 社会人学生奨学生
- (2) 私費外国人留学生A奨学生
- (3) 派遣交換留学奨学生
- (4) 受入れ交換留学奨学生
- (5) 海外研修奨学生
- (6) 海外英語研修派遣支援A奨学生
- (7) 海外英語研修派遣支援B奨学生
- (8) 大学院奨学生
- (9) 本学卒業等補助奨学生
- (10) 校友会奨学生
- (11) 大学推薦による国費外国人留学生奨学生
- (12) 海外大学教員学位取得支援奨学生
- (13) 日本学術振興会特別研究員奨学生

(奨学生の資格等)

第3条 奨学生の資格、募集期間、給付期間、人数及び給付額は、別表第1から別表第4までで定める基準によって、これを行う。

- ② 各種奨学制度は、授業料、実験実習費及び施設費の年額を超えない範囲で重複可能とする。ただし、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「法律第8号」という。)に基づく授業料等減免認定者において、各種奨学制度は、授業料、実験実習費及び施設費の年額から法律第8号による減免額を差し引いた金額を超えない範囲で重複可能とする。

- ③ 第2条第4項第3号、第5号、第6号、第7号、第9号及び第10号に該当する特別奨学生は、前項の規定にかかわらず、奨学金の全額を受給することができるものとする。

- ④ 奨学生は、在学期間分に限り奨学金を受給する資格を有する。

ただし、本学卒業等補助奨学生はこの限りでない。

(資格の喪失)

第5条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退学又は除籍となったとき
- (2) 停学、訓告その他の処分を受けたとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき

(奨学金の停止)

第6条 第2条第4項第1号、第2号及び第12号に該当する奨学生が休学又は留年したときは、奨学金の給付を停止する。ただし、同項第2号及び第12号に該当する奨学生が、病気その他やむを得ない理由により留年したときは、この限りではない。

② 第2条第4項第11号に該当する特別奨学生が休学又は留年したときは、文部科学省の基準に準じて取扱うものとする。

(返還)

第7条 第5条の規定により資格の喪失が決定したときは、当該年度に交付された奨学金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(所掌業務)

第8条 この規程に関する業務は、学務センター又は国際化推進センターにおいて分掌する。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

別表第1 (第2条、第3条関係)

学業優秀奨学生

種類	大学院学業優秀奨学生	学業優秀奨励制度	学業優秀奨学生
資格	大学院生で、学業成績及び人物優秀者	新3年次生で、2年次までの学業成績及び人物優秀者(薬学科は新5年次生で、4年次までの学業成績及び人物優秀者)	新4年次生で、3年次までの学業成績及び人物優秀者
期間	当該年度	当該年度	当該年度
人数	90名	260名	各学科で1名(薬学科は2名)
給付額	年額一律30万円	3万円相当の金品	授業料年額の1/2
内規による成績基準	各研究科による	次の(1)及び(2)に該当する者 (1) 2年次までに62単位以上(教職及び学芸員に関する授業科目、自由科目を除く。)を、修得している者 薬学科は4年次までに150単位以上を、修得している者 (2) 履修登録科目の平均点が80点以上の者	次の(1)及び(2)に該当する者 (1) 3年次までに93単位以上(教職及び学芸員に関する授業科目、自由科目を除く。)を、修得している者で、卒業見込みの者(薬学科を除く) (2) 履修登録科目の平均点が80点以上の者

別表第2 (第2条、第3条関係)

修学援助奨学生

種類	修学援助B奨学生	利子補給奨学生
資格	学部生、大学院生で主たる家計支持者(学資負担者)の死亡、疾病等、又は、火災、風水害等の被害により家計が急変し、修学の意思があるにもかかわらず、経済的に著しく困難となった者。家計基準及び成績基準は別に定める。	経済的な理由により本学と提携する銀行(三菱UFJ銀行)の教育ローンを利用した者
募集	6月、9月、12月、2月	2月
期間	当該年度	当該年度
人数	該当する者全員	該当する者全員
給付額	年額一律30万円	当該年度までの学費を限度とする借入額の支払利子に、教育ローン利用者の年収に応じた給付率(50%又は100%)を乗じた額
内規による家計基準	同一世帯の前年度所得合計額(学資負担者を除く。)から別表による控除後の合計額が200万円以下とする。ただし、事業所得者の前年所得合計額がマイナスの場合は、0円として計上する。 ※別表は窓口で申請書類とともにお渡しいたします。	
内規による成績基準	学修意欲があり、学業を継続して確実に修了できる見込みがあること。	

別表第3 (第2条、第3条関係)

特別奨学生

種類	社会人学生 奨学生	私費外国人 留學生 A奨学生	派遣交換留 学學生	受入れ 交換留 学學生	海外研修 奨學生	海外英語研 修派遣支 援A奨學生	海外英語研 修派遣支 援B奨學生	本学卒業等 補助奨學生	校友学 生	大学推 薦による 国費外国 人留學生 奨學生
資格	社会人入学試験により入学した学部生	在留資格が「留学」の私費外国人留學生で、経済的に就学困難であると認められる者	交換留学制度に基づき海外の大学へ留学を認められた者で、人物・学業成績優秀者、又は各該当言語の語学能力検定試験高得点取得者	交換留学制度に基づき本学に留学を認められた者。ただし、短期プログラムについては、今後協定を締結する可能性のある大学の学生を含む。	本学の大学間学術交流協定(条件を満たす学部又は研究科間を含む。)に基づく海外研修者で、研修期間が7日以上の上の者。ただし、人間学部の海外研修IIは除く。	国際化推進センターが募集する海外英語研修プログラム又は学部等と国際化推進センターによる連携海外英語研修プログラムに参加する者で、学部等の国際委員会が実施する選考により採用された者	国際化推進センターが募集する海外英語研修プログラム又は学部等と国際化推進センターによる連携海外英語研修プログラムに参加する者	①本学卒で他の学部、研究科へ入学する者 ②本学に籍を置いた者で退学ののち、再度入学する者	人物優秀者で学業成績又は体育技能優秀者	文部科学省の定めに従って大学から推薦され、国費外国人留學生奨學生に採用された者
募集	4月	4～5月、9～10月	随時	随時	随時	学部等の国際委員会が定める	学部等の国際委員会が定める	入学時	4月	
期間	入学年度から通算4年間。(毎年度更新手続が必要)	在学中(毎年度更新手続が必要)	派遣期間	受入れ期間				当該年度	当該年度	国費外国人留學生奨學生として採用されている期間
人数	該当する者全員	該当する者全員	年間30名以内。 ※半年間の交換留学の場合は、0.5人分として取り扱う。	①セメスタープログラム 該当者 ②短期プログラム 年間20名以内	該当する者全員	毎年180名以内。	該当する者全員	該当する者全員	校友会が指定する	在籍者全体で5名以内
給付額	授業料及び実験実習費年額の1/2	授業料年額の3/10	①アジアへの交換留学 月額4万円 ②アジア以外への交換留学 月額6万円	①セメスタープログラム 月額6万円以内 ②短期プログラム 5万円	5万円	20万円又は研修費用総額の1/2のいずれか少ない額	5万円	入学金の額	校友会が決定する	入学検定料及び学費(文部科学省の定める基準に準じる。)

7. その他奨学生

1. 大規模自然災害経済支援奨学生要項
(目的)

第1条 この要項は、地震、風水害、火山の噴火等の大規模自然災害(以下「災害等」という。)により家計が急変し、修学が困難になった本大学の学生等を対象に特別奨学金を給付して、経済支援することを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 対象となる災害等は、災害救助法が適用された災害とする。

② 国外の災害等の場合は、外務省による国際緊急援助が行われた災害とする。

(対象者)

第3条 対象者は、学資負担者が災害救助法適用地域又は外務省による国際緊急援助が行われた地域に居住しており、次の各号のいずれかに該当する入学試験の出願者(以下「出願者」という。)又は在学生とする。

- (1) 学資負担者が死亡(災害発生から6ヶ月以内)した者
- (2) 学資負担者の住居が半壊焼以上の被害を受けた者
- (3) 学資負担者が怪我・疾病により6ヶ月以上の入院加療が必要と診断された者
- (4) 学資負担者が失業又は生活費を得るための生産手段(田・畑・店舗等)に甚大な被害があった者

② 特別な事情により、学生本人が学資負担者となっているときは、前項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合も適用対象とし、この場合には、前項各号の「学資負担者」を「主たる家計支持者である父母」又は「主たる仕送り人である父母」と読み替えることもできるものとする。

(申請手続等)

第4条 申請者は、奨学金を希望する出願者及び在学生とする。

② 出願者は入学センターへ入学願書の出願時に、在学生は学務センターへ災害発生後1年以内に次に掲げる書類を提出し、学長へ願い出るものとする。ただし、これによりがたい特別の事情があると学長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 大規模自然災害経済支援奨学金給付申請書
- (2) 住民票
- (3) 成績証明書
- (4) 被災状況によって次に該当する書類
 - ア 学資負担者が死亡による場合 死亡診断書
 - イ 住居への被害による場合 公的機関が発行する罹災証明書
 - ウ 学資負担者が怪我・疾病による場合 医師又は医療機関が発行する診断書
 - エ 学資負担者が失業による場合 事業主が発行する離職証明書(写)等
 - オ 学資負担者が生活費を得るための生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受けた場合 公的機関が発行する被災証明書等
- (5) その他本大学が必要とする書類

8. 学生懲戒規程

- ③ 申請ができるのは、出願者については入学の前年度に災害等が発生した場合、在学生については在学中に発生した場合に限るものとする。

(給付の決定及び通知)

第5条 学長は、第3条の規定に該当する者から、前条に基づく申請があったときは、被災の内容を学務センター委員会で審議し、奨学金給付額を決定のうえ、その結果を申請者へ通知する。

(奨学金給付額)

第6条 奨学金給付額は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、それぞれの金額を上限として給付することができる。

- (1) 第3条第1項第1号又は第2号に該当する者 学費(授業料・実験実習費・施設費)の年額
(2) 第3条第1項第3号又は第4号に該当する者 学費(授業料・実験実習費・施設費)の年額の1/2の額

- ② 被災状況が第3条各号のいずれかに該当する出願者については、入学検定料、入学金の全額を上限として給付することができる。

(期間)

第7条 奨学生の期間は、出願者については災害発生の翌年度から1年間、在学生については災害発生の翌期から1年間(最終学年の在学生の場合は、前期に災害が発生した場合は半年間とし、後期に発生した場合は給付しない。)とする。ただし、学長が認めた場合は、特別に期間を定めることができる。

- ② 前項にかかわらず、災害発生の翌年以降も引き続き被災状況に改善がみられない場合は、学務センター委員会及び大学協議会で審議の上、1年毎に制度の延長をすることができる。

(給付方法)

第8条 奨学金の給付は、入学検定料、入学金、学費から奨学金額を減額することで行う。ただし、申請者が減額対象となる学費等を納付後は、この限りではない。

(他の奨学金制度との重複)

第9条 他の奨学金との重複受給は、学費(授業料・実験実習費・施設費)の年額の範囲で可能とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、奨学生規程第2条第3項第1号から第3号まで、同条第4項第2号及び第9号に該当する奨学生については、重複受給できない。

- ③ 奨学生規程第2条第4項第10号に該当する奨学生又は赤崎勇賞奨励金取扱内規における奨学生については、授業料等の年額の範囲を超えて重複受給を可能とする。

- ④ 学生の見舞に関する要項第4条に該当する見舞金は、受給可能とする。

(給付取消)

第10条 申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付の決定を取消し、給付した特別奨学金の一部又は全部を返還させることができるものとする。

- (1) 退学したとき。
(2) 停学その他の処分を受けたとき。
(3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(返還の免除)

第11条 給付を受けた者が、被災による被害の影響により学業の継続が困難となり退学することになる場合は、前条第1号の規定にかかわらず返還を免除することができる。

(非常事態における対応)

第12条 災害等により本学所在地に甚大な被害が生じた場合には、状況に応じて対応するものとする。

(目的)

第1条 この規程は、名城大学学則第46条及び名城大学大学院学則第37条に規定する懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象となりうる行為)

第2条 懲戒の対象となりうる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為等の社会的諸秩序を侵犯する行為
(2) 重大な交通法規違反
(3) 情報倫理に反する行為
(4) 学問的倫理に反する行為
(5) 大学の学習、研究活動等の正当な活動を妨害する行為
(6) ハラスメント行為
(7) その他学生の本分に反する行為

(懲戒の対象とする期間)

第3条 懲戒の対象とする期間は、入学後、本大学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の判断基準)

第4条 懲戒等の決定にあたっては、次の各号に掲げる事項を教育的配慮に基づき総合的に考慮するものとする。

- (1) 当該学生の非違行為の動機、態様及び結果
(2) 当該学生の故意又は過失の程度
(3) 当該学生の精神疾患等の程度
(4) 当該学生の過去の非違行為の有無
(5) 被害を受けた者の精神的苦痛を含めた被害の程度
(6) 他の学生及び社会に与える影響
(7) 過去の事例

- ② 「学生の懲戒ガイドライン」については、別に定める。

(懲戒決定までの手続き)

第5条 学部長又は研究科長(以下「学部長等」という。)は、懲戒の対象となりうる行為が所属学生によって行われたことを知り得たときは、当該学生に事実確認の調査を行う旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。学部長等は遅滞なく事実確認及び当該学生に対する事情聴取を行い、懲戒が相当と判断した場合は懲戒手続きを開始する。ただし、当該学生に対する事実確認及び事情聴取について、努力を尽くしてもなおそれを行うことができない等、特段の事情がある場合は、この限りではない。

- ② 懲戒内容は、確認した事実及び当該学生に対する事情聴取に基づき、学部教授会又は研究科委員会(以下「学部教授会等」という。)及び大学協議会において審議し、学長が決定する。

(懲戒の内容)

第6条 懲戒の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 退学は、学生としての身分を剥奪し、再入学を認めない。
(2) 停学は、無期又は一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を停止する。
(3) 訓告は、学生に行った非違行為を確認し、書面をもって戒める。

(自宅待機)

第7条 学部長等は当該学生の行為を退学又は停学に該当することが明白であると認めたときは、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を命ずることができる。

- ② 前項により自宅待機を命じた場合は、登校及び本大学生としての活動を制限する。この間、学部教授会等は教育的指導を行うことができる。なお、自宅待機の期間は停学期間に算入できるものとする。

(学生への通告及び保証人への通知)

- 第8条 学長は、学生に対し懲戒の内容を文書により通告する。
- ② 学長は、学生の保証人に対し懲戒の内容を文書により通知する。
- ③ 受け取り拒否等により直接通告できない場合は、内容証明郵便等により送付し、配達された時点で通告したものとみなす。

(無期停学の解除)

第9条 無期停学の解除は、学部教授会等及び大学協議会において審議し、学長が決定する。

- ② 無期停学の解除についての学生への通告及び保証人への通知は、前条の規定を準用する。

(懲戒に関する記録)

第10条 学部長等は、懲戒の内容を学籍簿に記録する。

(不服申立て)

第11条 懲戒を課せられた学生は、不服申立てをすることができる。

- ② 不服申立てをしようとする学生は、不服申立書を学長に提出しなければならない。
- ③ 不服申立ては、懲戒の通告を受けた日から30日以内に行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から30日以内に行うことができる。

(不服申立審査委員会)

第12条 学長は、前条の不服申立てに基づき不服申立審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- ② 委員会は、副学長のうち1名及び不服申立てを行った学生が所属する学部又は研究科以外の学部長等3名で構成する。
- ③ 委員会は必要と認める場合、弁護士等専門家に出席を求めることができる。

(委員会手続き)

第13条 委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。

- ② 不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提出することができる。
- ③ 委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立ての棄却を求める旨の勧告を学長に行う。
- ④ 委員会は、懲戒の内容が相当でないとして判断した場合は、懲戒の取消し又は変更を求める旨の勧告を学長に行う。
- ⑤ 学長は、前2項の勧告を受けて再審議の必要の有無を決定し、その結果を、不服申立てをした学生に文書により通告する。
- ⑥ 受け取り拒否等により直接通告できない場合は、内容証明郵便等により通告し、配達された時点で通告したものとみなす。

(再審議)

第14条 学長は、前条第5項において、再審議が必要と決定した場合には、当該学部長等に再審議を求めるものとする。

- ② 前項の場合、学部長等は、事実確認及び当該学生に対する事情聴取を再度行う。
- ③ 懲戒の取消し又は変更の可否は、学部教授会等及び大学協議会において再審議を行い、学長が決定する。
- ④ 再審議の決定内容についての学生への通告及び保証人への通知は、第8条の規定を準用する。

(懲戒対象者の学籍異動)

第15条 学部長等は、当該学生から懲戒の決定前に退学、休学等の願いが出た場合は、懲戒の決定まで保留扱いとする。

- ② 停学期間中の学生については、退学を願い出た場合はこれを認めるものとし、休学を願い出た場合はこれを認めないものとする。
- ③ 停学期間中に退学した学生の再入学は認めないものとする。

(停学期間中の指導)

第16条 当該学生の停学期間中、学部教授会等は、教育的指導を行う。

9. 暴風警報、災害等に伴う授業及び試験の取扱内規

- 1 授業の場合
 - (1) 午前7時現在において暴風警報が発令中の場合は、1時限目から5時限目までの授業を行わない。ただし、午前10時までに暴風警報が解除された場合は、午後の授業を行う。
 - (2) 午後3時現在において暴風警報が発令中の場合は、6・7時限目の授業を行わない。
 - (3) 午前7時以後、暴風警報が発令された場合は、第1号を適用し、午後3時以後、暴風警報が発令された場合は、前号を適用する。
- 2 試験の場合
 - (1) 午前7時現在において暴風警報が発令中の場合は、午後6時以前実施の試験を延期する。
 - (2) 午後3時現在において暴風警報が発令中の場合は、午後6時以後実施の試験を延期する。
 - (3) 午前7時以後(午後6時以後実施の試験は午後3時以後)暴風警報が発令された場合は、直ちに試験を中止し、残りの試験を延期する。
- 3 前2項のほか、災害等の緊急事態が生じ、授業及び試験に支障があると判断された場合の措置については、その都度学務センター長が決定し、学長及び学部長に報告するものとする。
なお、災害等とは、地震、風水害、雪害、広域停電、落雷等をいう。

10. 交通機関のストライキ等の場合の授業及び試験の取扱内規

- 1 授業の場合
 - (1) 午前7時現在JR東海(東海道線、中央線又は関西線)、近鉄、名鉄及び名古屋市の交通機関(市バス又は地下鉄)のうち、いずれかの交通機関がストライキを実施している場合は、授業を行わない。ただし、午前10時までにストライキが解除されたときは、午後の授業を行う。
 - (2) 午後2時以後、前号のストライキを実施している場合は、6・7時限目の授業を行わない。
- 2 試験の場合
 - (1) 午前6時から午前9時までの間に、JR東海(東海道線、中央線又は関西線)、近鉄、名鉄及び名古屋市の交通機関(市バス又は地下鉄)のうち、いずれかの交通機関がストライキを実施している場合は、試験を延期する。
 - (2) 午後2時以後、前号のストライキを実施している場合は、午後6時以後実施の試験を延期する。
- 3 交通機関のストライキとは、通学圏内の交通機関が全面運休又は、これに近い状態をいう。
- 4 特別の授業科目については、学部により適用が異なる場合があるので、学務センターの指示に従うものとする。
- 5 前各項のほか、交通機関の運行が混乱し、授業及び試験に支障があると判断された場合の措置については、その都度学務センター長が決定し、学長及び学部長に報告するものとする。

11. 大規模地震に関する注意情報の発表及び警戒宣言が発令された場合の授業及び試験の取扱内規

1 授業の場合

ア 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県を対象とする地震で、大規模地震に関する注意情報が発表された場合は、授業を休講とし、学生に対し、次のとおり取扱うものとする。

(1) 在宅中及び通学途中の場合は、登校を中止するよう指示する。

(2) 本学施設内にいる場合は、大学から連絡及び指示する。

イ 注意情報に引き続き、大規模地震に対する警戒宣言が発令された場合は、アと同様に取扱うものとする。

ウ 大規模地震に対する注意情報の発表後、警戒宣言が発令されなかった場合及び警戒解除宣言が発表された場合の授業の再開については、別途指示する。

2 試験の場合

ア 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県を対象とする地震で、大規模地震に関する注意情報が発表された場合は、試験を中止し、学生に対し、次のとおり取扱うものとする。

(1) 在宅中及び通学途中の場合は、登校を中止するよう指示する。

(2) 本学施設内にいる場合は、大学から連絡及び指示する。

イ 注意情報に引き続き、大規模地震に対する警戒宣言が発令された場合は、アと同様に取扱うものとする。

ウ 大規模地震に対する注意情報の発表後、警戒宣言が発令されなかった場合及び警戒解除宣言が発表された場合の試験の実施については、別途指示する。

12. 災害に対する心得

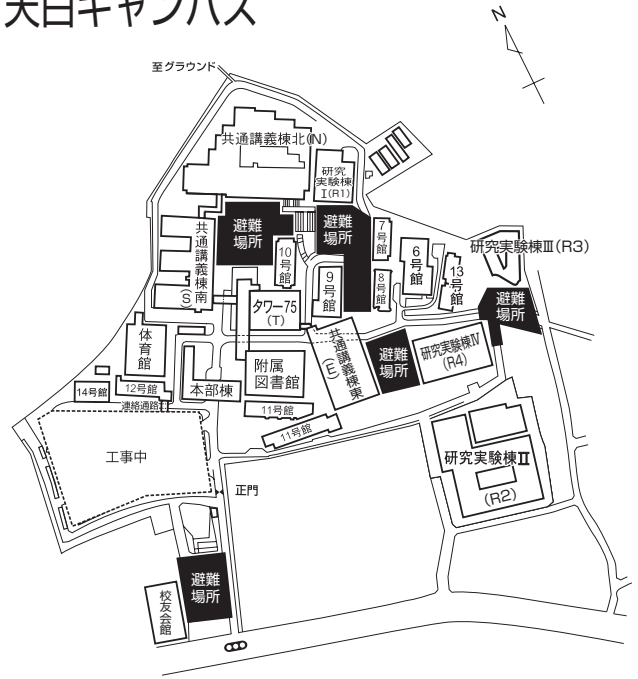
大学内において、万一の災害が発生したとき、皆さんは、適切な避難行動をとることが必要です。災害の形態や発生場所によっては、避難ルートや避難方法も考慮しなければなりません。基本的な要領を示しますので、普段から各自心得ておきましょう。

災害（火災・地震）発生時における対応要領は、全学生に配布している「大地震対応マニュアル」を参照願います。

なお、各キャンパスにおける避難場所は下記のとおりです。

(令和6年4月1日現在)

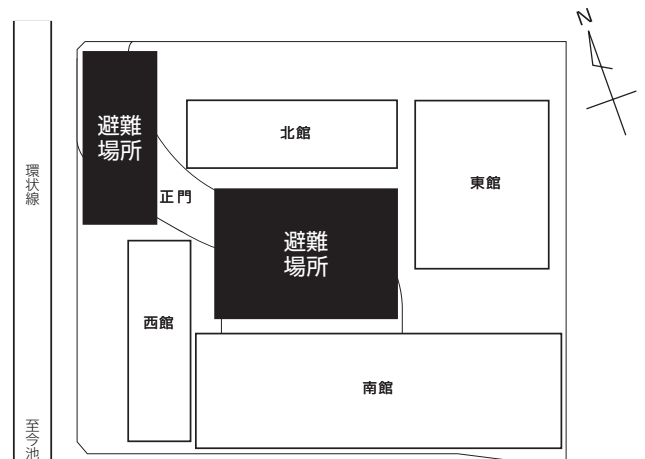
天白キャンパス



八事キャンパス



ナゴヤドーム前キャンパス



13. ハラスメントの防止等に関する ガイドライン

はじめに

大学における人間関係は、自由で平等な関係が保証され、互いに相手を尊重しあうことが基盤となっています。ハラスメント(セクシュアル・ハラスメント及びその他のハラスメント)は、個人の人権を侵害するものであり、いかなる場合にも許されるものではありません。

名城大学(以下「本学」という。)は、学生・教職員一人ひとりが個人として尊重され、ハラスメントのない快適な環境で安心して勉学に、課外活動に、研究に、又は執務に専念でき、充実したキャンパスライフを送ることのできる大学を目指して、以下のガイドラインを定めます。

1. ガイドラインの対象及び適用範囲

- (1) このガイドラインは、本学の全ての構成員を対象とします。なお、構成員とは、学生(研究生、科目等履修生を含む。)並びに教育職員等(非常勤を含む。)、研究者、事務職員及び技術職員等(契約職員、派遣職員等を含む。)を指します。
- (2) このガイドラインは、ハラスメントが本学の構成員相互間において発生又は問題となった場合に、それが起った場所・時間を問わず、適用されます。
- (3) このガイドラインは、ハラスメントが本学の構成員と関係者(関係業者等、就学上・就労上の関係等を有する者)との間において発生又は問題となった場合にも、適用又は準用します。

2. ハラスメントとは

ハラスメントとは、相手の意に反する不適切な言動(不作為を含む)により相手を不快にさせたり、不利益や損害を与えることによって、本学で学び、研究し、働く環境を悪化させることをいいます。以下に4種類のハラスメントについて説明しますが、これらが重なる場合もありますし、これら以外のハラスメントもあります。

(1) セクシュアル・ハラスメント

就学上・就労上の優位な地位や上下関係等を利用してなされる男女間又は同性間における「性的嫌がらせ、性的なからかい、性的ないじめ、性的暴力」のことで、多くは次の行為をいいます。

- ①性的要求への服従又は拒否を理由に、就学上・就労上の利益又は不利益に影響を与えること
- ②相手方が望まないにもかかわらず、性的誘いかけを行ったり、好意的な態度を要求すること
- ③就学上・就労上の利益・不利益を条件として、性的誘いかけを行ったり、好意的な態度を要求すること
- ④性的言動、図画・文書の掲示等により不快の念を抱かせるような環境を醸成すること又は人格や個人としての尊厳を傷つけること

(2) アカデミック・ハラスメント

研究・教育の場における、権力を利用した嫌がらせや差別のことです。

性別を問わず、研究活動、教育指導、暴力的発言や行為などで相手に身体的、精神的苦痛や負担、もしくは極度の不快感を負わせることをいいます。

(3) パワー・ハラスメント

就学上、就労上の立場を利用して、その影響力を濫用する言動のことです。指導の範疇を超えて継続的に学歴・体型・

家族・プライバシーに関することなどを話題にし、人格と尊厳を侵害し不安を与えることや、相手の意に反してその労力を使用したり拘束したりして、不快感を感じさせることをいいます。

(4) ジェンダー・ハラスメント

ジェンダー(社会的・文化的性別)規範を押しつけたり、それを望む言動により、相手を不快にさせることです。性別により差別しようとする意識も含まれます。

3. ハラスメントのないキャンパスを実現するために

(1) ハラスメントの被害にあったときには

①ひとりで悩まないで

ハラスメントを受けたと感じたら、ひとりで悩まずに、保健センター(電話:052-838-2031、メール:hoken@ccml.meijo-u.ac.jp)に連絡してください。相談に来ることがためられる場合は、まず身近で信頼できる人に相談をしてください。相談には家族や信頼できる友人、教職員と一緒に来ることもできます。

②記録を残してください

あなたが受けた言動について、「いつ、どこで、誰から、どのようなことがわかる記録(自筆のメモ・メール・録音等)」を残しておく、相談や申立ての際に役立ちます。

③緊急の場合は警察に連絡を

相手からの暴力行為などで、心身に危険を感じたり、緊急を要する場合は、迷わず周囲の人に助けを求め、警察に連絡をしてください。

(2) ハラスメントを見かけたら

①見過ごさない勇気を

集団内でハラスメントの存在が黙認されてしまうと、それが慣習化し徐々に環境が悪化していきます。周囲の人たちもその関係に巻き込まれてしまうため、特に教育、指導、管理監督する立場にある人の果たす役割は重要です。ハラスメントを見過ごさない勇気を持ちましょう。

②相談を勧める

ハラスメントについての相談を受けた場合は、必要に応じて相談員(カウンセラー)によるハラスメント相談を勧めてください。その際、相談された人が同行することも可能です。

③知り得た情報の扱いは慎重に

相談内容等の知り得た情報については、プライバシーに十分に配慮し本人の意向を尊重し慎重に扱きましょう。

(3) 加害者にならないために

①互いの人格を対等に尊重する姿勢を持ちましょう。

②社会的に形成された性別意識、たとえば「男性や女性はいこうあるべき」だという固定的な性別役割観などの偏った見方・考え方を押しつけることは避けましょう。

③相手が自分の言動をハラスメントと受け止めているとわかったらすぐに止めて、真摯な気持ちと態度で謝罪しましょう。あなたの家族や身近な人が受けたとしたら不快だと思いう行為は慎むという心構えが大切です。

④反対意見や「ノー」という意思表示がないからと言って、それが合意・同意とは限りません。立場や地位が上の人(指導者や先輩)は十分に配慮してください。学外での言動であっても、相手が教育・研究、就学、就労上の関係のある本学構成員であればハラスメントにあたる可能性があります。

以下、大学HP、<https://www.meijo-u.ac.jp/campus/life/harassment.html> 参照してください。